

# 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 Q & A

(くらし安全交通課 平成 31 年 3 月 22 日)

## ○ 目次

- Q1 : 条例をなぜ制定したのですか。
- Q2 : 加入が義務化された自転車損害賠償責任保険等にはどのようなものがありますか。
- Q3 : 「自転車向け保険」と言われている保険に入らなければいけないのですか。
- Q4 : なぜ罰則を設けなかったのですか。
- Q5 : 自転車を利用する者は何をしなければなりませんか。
- Q6 : 保護者は何をしなければなりませんか。
- Q7 : 高齢者と同居する者は何をしなければなりませんか。
- Q8 : 事業者（企業等）は何をしなければなりませんか。
- Q9 : 自転車小売等業者は何をしなければなりませんか。
- Q10 : 自転車貸付業者（レンタルサイクル等）は何をしなければなりませんか。
- Q11 : 県外から自転車で乗り入れる場合も自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないのですか。
- Q12 : 県外からレンタルサイクルで乗り入れる場合でも自転車損害賠償責任保険等の加入の義務が課せられるのですか。
- Q13 : 自転車損害賠償責任保険等はどこで加入できますか。

## ○ Q & A（波線部は 2019 年 10 月 1 日から施行の内容です。）

### Q1 : 条例をなぜ制定したのですか。

自転車は、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用できる身近な乗り物です。環境にやさしく、健康によいことなどから、今後も自転車利用は増加すると見込まれており、観光の振興や地域の活性化等への活用も期待されています。

一方で、県内では自転車と歩行者の関係する交通事故が増加しています。自転車の関係する交通事故の約 7 割が自転車側において一時停止を守らないなどの違反が認められ、重大な事故も発生しています。そして、他県では自転車事故の加害者に対し高額な損害賠償を請求される事例もありました。

そこで県は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、自転車の安全で適正な利用と、自転車損害賠償責任保険等の加入義務化を柱とした「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

## Q2：加入が義務化された自転車損害賠償責任保険等にはどのようなものがありますか。

加入義務の対象となる自転車損害賠償責任保険等とは、「自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。」と定義しています。

具体的には、自転車向けの保険のほかに、自動車保険や火災保険の特約としての個人賠償責任保険、PTA保険や各職域での団体保険、自転車安全整備士による点検を受けたことで加入できるTSマーク付帯保険などがあります。

## Q3：「自転車向け保険」と言われている保険に入らなければいけないのですか。

前記のとおり、加入義務の対象となる自転車損害賠償責任保険等は、自転車向けの保険だけでなく、他にも多くの種類があります。そこで、まずは加入状況確認シートを活用して、ご自身が加入している保険等で自転車利用時の事故による損害が補償されているかを確認することが重要です。

※ 損害保険へ重複して加入する場合は、補償内容をしっかり確認して無駄にならないように注意しましょう。

## Q4：なぜ罰則を設けなかったのですか。

まず、自転車には自動車のような登録制度がありません。また、自転車損害賠償責任保険等には、人にかかる保険と、車体にかかる保険があるほか、自動車保険や火災保険の特約等は、契約者だけでなく家族全員が対象となるものもあるなど制度が複雑で商品も多岐にわたっており、自転車利用者の保険加入状況をすぐに確認できないことから罰則は設けていません。

## Q5：自転車を利用する者は何をしなければなりませんか。

- 1 自転車利用者は、自転車は道路交通法上「車両」に位置付けられていることを認識し、交通ルールを遵守し、加害者にも被害者にもならないよう、自転車事故の防止のための知識等を習得していただき、自転車の安全利用に努めなければなりません。
- 2 自転車利用者は、自転車の側面に反射器材を備えるなど、交通事故防止のための措置に努めなければなりません。
- 3 自転車利用者は、自転車に施錠をするなど、防犯上の措置に努めなければなりません。
- 4 自転車利用者は、利用する自転車の必要な点検、整備を行うように努めなければなりません。
- 5 自転車利用者は、自転車事故における被害者の救済や、自身が加害者となった場合の経済的負担の軽減のために、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

**Q6：保護者は何をしなければなりませんか。**

- 1 保護者は、未成年者に対して自転車の安全利用に関する必要な教育を行うよう努めなければなりません。家族で交通ルールやマナーなど、日頃から話し合うようにしてください。
- 2 保護者は、幼児・児童に対して被害の軽減を図るために乗車用ヘルメットの着用のほかに、肘当て、膝当てなどを着用させるように努めなければなりません。
- 3 保護者は、未成年者が自転車を利用する場合は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

**Q7：高齢者と同居する者は何をしなければなりませんか。**

高齢者と同居する方は、被害の軽減を図るために乗車用ヘルメットの着用を勧めるなど、高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努めなければなりません。

**Q8：事業者（企業等）は何をしなければなりませんか。**

- 1 事業者は、自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければなりません。
- 2 事業者は、自転車通勤をする従業員や事業で自転車を使う従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について、教育及び啓発を実施するように努めなければなりません。
- 3 事業者は、県などが実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に積極的に参加・協力するように努めなければなりません。
- 4 事業者は、事業活動により利用する自転車の側面に反射器材を備えるなど、交通事故防止のための措置に努めなければなりません。
- 5 事業者は、事業活動により利用する自転車の必要な点検、整備を行うように努めなければなりません。
- 6 事業者は、事業活動において従業員に自転車を運転させる場合は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

※ 個人が加入する個人賠償保険等では、事業活動中の自転車事故には対応できない場合がありますので、施設所有者賠償責任保険等に加入する必要があります。

**Q9：自転車小売等業者は何をしなければなりませんか。**

- 1 自転車小売等業者は、顧客に対して、自転車の点検の手順や、取扱上の留意点等についての情報の提供に努めなければなりません。
- 2 自転車小売等業者は、自転車を小売、修理等するときは、顧客に対して自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認しなければなりません。

顧客が加入していないときは、加入の案内をしてください。また、顧客が加入しているか確認できないときは、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行っ

ていただくこととなります。

その際は、加入状況確認シートなどを活用してください。

**Q10：自転車貸付業者（レンタルサイクル等）は何をしなければなりませんか。**

- 1 自転車貸付業者は、自転車の側面に反射器材を備えるなど、交通事故防止のための措置に努めなければなりません。
- 2 自転車貸付業者は、貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備を行わなければなりません。
- 3 自転車貸付業者は、顧客に対して、自転車の点検の手順や、取扱上の留意点等についての情報の提供に努めなければなりません。
- 4 自転車貸付業者は、貸し付ける自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

**Q11：県外から自転車で乗り入れる場合も自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならないのですか。**

神奈川県内において自転車を利用するときは、この条例の適用を受けますので、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられます。

**Q12：県外からレンタルサイクルで乗り入れる場合でも自転車損害賠償責任保険等の加入の義務が課せられるのですか。**

上記と同様に、自転車損害賠償責任保険等の加入が義務付けられます。

**Q13：自転車損害賠償責任保険等はどこで加入できますか。**

個人賠償責任保険、共済、施設所有管理者賠償責任保険等の加入に関しては、各損害保険や共済等の取扱店に確認してください。

TSマーク付帯保険については、お近くの自転車安全整備士のいる自転車店にお問い合わせください。